

葛飾区地域福祉計画の概要について

1 地域福祉計画とは

地域福祉は、地域で暮らす住民同士の支え合いや助け合いを前提とし、地域に存在する多様な主体が連携・協働することにより、子どもから高齢者まで、病気や障害がある人もない人も誰もが自分らしく、安心して暮らし続けることができる共生社会をつくっていくことです。

地域福祉計画は、このような地域福祉を推進するため、住民、地域団体、関係機関、行政が連携・協働して、地域のさまざまな課題の解決に向けた取組方針などを定める計画です。

2 計画策定の経緯と目的

平成 30 年 4 月、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が区市町村の努力義務とされ、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の分野における共通的な事項を定める計画として位置付けられました。

このことを受け、区は、令和 2 年 3 月に「葛飾区地域福祉計画」を策定し、すべての区民が、地域でともに認め合いともに生活していく地域共生社会の実現に向けて、様々な取組を進めてきました。

「葛飾区地域福祉計画」の計画期間が令和 5 年度で終了することから、本区の地域福祉をさらに推進するため、令和 6 年度から 11 年度までの 6 年間の計画期間とする、「第 2 期葛飾区地域福祉計画」を策定します。

3 計画の位置付け

- (1) 社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画として、各個別計画を推進する際の共通理念や基本方針を定めるものとします。
- (2) 重層的支援体制整備事業実施計画及び成年後見制度利用促進基本計画を内包します。

